

公 告

藤枝市立総合病院地域医療連携・外来診療プロセスの見直し支援業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年4月26日

藤 枝 市 立 総 合 病 院
病院事業管理者 毛利 博

1 公募型プロポーザルに付す事項

- (1) 業務名
藤枝市立総合病院地域医療連携・外来診療プロセスの見直し支援業務委託
- (2) 業務内容
別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和5年3月31日まで

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加申込書の提出日現在において次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令167条の11第1項において準用する場合も含む）に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- (3) 藤枝市の当該業務に係る業務委託の競争入札参加資格を有している者であること。
- (4) 本プロポーザル募集開始日以降において、藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年12月6日藤枝市告示第178号）による入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていない者であること。
- (5) 参加申込書の提出時点で、許可病床数が概ね300床程度の規模の病院において、地域医療連携や外来診療プロセスに係る、実態調査、現状分析、戦略策定などの医療経営コンサルティング業務を行った実績を有する者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 本社及び受任者に、最近1年間に係る法人事業税及び消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- (7) 藤枝市内に事業所を有する者は、法人市民税及び固定資産税を完納し、滞納がないこと。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒426-8677

静岡県藤枝市駿河台四丁目1番11号

藤枝市立総合病院事務部経営企画課

電話：054-646-1111（代）

FAX：054-646-1122

電子メールアドレス：keiei@hospital.fujieda.shizuoka.jp

(2) 実施要領等の入手方法

藤枝市立総合病院ホームページよりダウンロードする。

藤枝市立総合病院ホームページ：<http://www.hospital.fujieda.shizuoka.jp/>

(3) 参加申込書の提出

ア 提出期限

令和4年5月20日（金）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。）とする。

オ 参加資格審査

参加資格の有無を確認後、「参加資格審査結果通知書」により、プレゼンテーション審査の参加要請等について通知する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和4年5月20日（金）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。）とする。

4 審査の手続及び契約候補者の選定

提出された企画提案書等について、「藤枝市立総合病院地域医療連携・外来診療プロセスの見直し支援業務プロポーザル方式審査委員会」において以下の審査を実施し、最も優れている参加者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

プレゼンテーション審査

日程 令和4年5月27日（金）午後1時30分～

場所 藤枝市立総合病院 救急3F臨床研修室

5 審査結果の通知

審査結果は、令和4年5月30日（月）までに、すべての提案者に参加申込書に記

載された宛先へ電子メールにより通知する。

6 注意事項

(1) 参加申込書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案

イ 企画提案書に虚偽の記載をした者の提案

ウ 企画提案書の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) その他詳細は、「藤枝市立総合病院地域医療連携・外来診療プロセスの見直し支援業務公募型プロポーザル方式実施要領」、「藤枝市立総合病院地域医療連携・外来診療プロセスの見直し支援業務委託仕様書」及び「藤枝市立総合病院地域医療連携・外来診療プロセスの見直し支援業務プロポーザル方式審査要領」による。